

## ➤ 特別管理廃棄物の処分基準

特別管理廃棄物（特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物）を処分する場合、生活環境の保全上支障が生じることなく、適正に処理するために、下記①～⑩の基準を遵守しなければなりません。

また、事業活動に伴い特別管理産業廃棄物が生じる事業場には特別管理産業廃棄物管理責任者を置き、市に報告しなければなりません。特別管理産業廃棄物管理責任者の報告については「特別管理産業廃棄物管理責任者報告について」をご確認ください。

- ① 特別管理廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- ② 特別管理廃棄物が飛散、流出しないように処分の作業を行うこと。
- ③ 処分の作業に伴う悪臭、騒音、振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講じること。
- ④ 処分のために設置する施設は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれがないよう必要な措置を講じること。
- ⑤ 特別管理廃棄物を焼却する場合には、構造基準を満たす焼却施設を用い、環境大臣が定める方法により焼却すること。
  - ※ 基準を満たさない施設で焼却することは、野焼きと同様、不適正な焼却です。
  - ※ 設置した時には構造基準を満たしていた施設であっても、故障や破損等により基準に適合しなくなる場合があります。
  - ※ 焼却で生じた燃え殻等は廃棄物として適正に処理しなければなりません。

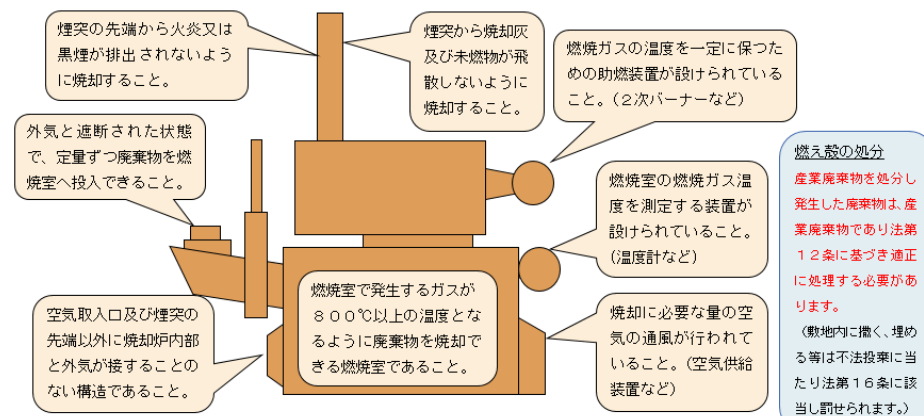
### 焼却施設の構造基準

- ・ 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生する燃焼ガスの温度が800℃以上の状態で焼却できるものであること。
- ・ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- ・ 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で定量ずつ廃棄物を投入できるものであること。
- ・ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- ・ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

### 環境大臣が定める焼却の方法

- ・ 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- ・ 煙突の先端から火炎又は汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
- ・ 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

「焼却炉の構造基準」及び「環境大臣が定める焼却の方法」の概略図



- ① 焼却炉の規模に関係ありません。
- ② ダイオキシン類対策特別措置法に排ガス基準を満たしていても適用されます。
- ③ 一般廃棄物・産業廃棄物の区分や自己物、他人物の区分も関係なく適用されます。

**燃え殻の処分**  
産業廃棄物を処分し発生した廃棄物は、産業廃棄物であり法第12条に基づき適正に処理する必要があります。  
(敷地内に置く、埋める等は不法投棄に当たり法第16条に該当し罰せられます。)

- ⑥ 特別管理廃棄物を熱分解する場合には、構造基準を満たす熱分解施設を用い、環境大臣が定める方法により熱分解すること。

**熱分解施設の構造基準**

炭化水素油又は炭化物を生成する場合

- ・熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の廃棄物を燃焼させない構造のものであること。
- ・廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること。
- ・熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。
- ・処理に伴って生じた残渣(炭化物を含む。)を排出する場合には、残渣が発火しないよう、排出された残渣を直ちに冷却できるものであること。
- ・処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理することができるものであること。

炭化水素油又は炭化物を生成しない場合

- ・熱分解に必要な温度を保つことができること。
- ・生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。

**環境大臣が定める熱分解の方法**

炭化水素油又は炭化物を生成する場合

- ・排出口以外から処理に伴って生じたガスが排出されないよう熱分解を行うこと。
- ・排出口から処理に伴って生じた残渣が飛散しないよう熱分解を行うこと。
- ・排出口から火炎又は汚染度が25%を超える黒煙が排出されないよう焼却すること。
- ・処理に伴って生じたガスを生活環境の保全上支障が生じないよう処理した後、排出すること。

炭化水素油又は炭化物を生成しない場合

- ・排出口以外から処理に伴って生じたガスが排出されないよう熱分解を行うこと。
- ・排出口から処理に伴って生じた残渣が飛散しないよう熱分解を行うこと。

- ⑦ 法令等で定める施設を用いて処分を行う場合には、あらかじめ施設設置について所定の手続きを行うこと。

※ 施設設置の手続きについては、「廃棄物処理施設の設置等について」をあわせてご確認ください。

- ⑧ 特定の特別管理廃棄物を処分する場合には、処分する特別管理産業廃棄物の品目に応じた環境大臣が定める、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」により行うこと。

- ⑨ 廃水銀を処分する場合には、硫化・固型化処理により適正に処理を行うこと。

※ 水銀廃棄物については「水銀を含む産業廃棄物について」や環境省のホームページをあわせてご確認ください。

⑩ 特別管理廃棄物の保管を行う場合には、下記のとおり保管を行うこと。

- ※ 特別管理産業廃棄物の保管基準については、「特別管理廃棄物の保管基準」をあわせてご確認ください。
  - ・ 周囲に囲いが設けられ、保管の場所であることの表示がされている場所で行うこと。
  - ・ 特別管理廃棄物が飛散、流出、地下浸透及び悪臭発散のしないように必要な措置を講じること。
  - ・ 保管場所が屋外にある場合、制限高さを超えて特別管理廃棄物を積み上げないこと。
  - ・ ねずみ、蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること。
  - ・ 特別管理廃棄物の保管場所に、仕切りを設ける等、他のものと混合するおそれのないように必要な措置を講じること。
  - ・ 特別管理廃棄物の種類に応じ、必要な措置を講じること。
- ※ 水銀廃棄物については「水銀を含む産業廃棄物について」や環境省のホームページをあわせてご確認ください。

揮発性廃油、PCB 廃棄物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容器に入れ密封する等、廃棄物の揮発防止のために必要な措置</li> <li>・ 廃棄物が高温にさらされないために必要な措置</li> </ul>
廃酸、廃アルカリ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容器に入れ密封する等、廃棄物による腐食を防止するために必要な措置</li> </ul>
PCB 廃棄物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の腐食を防止するために必要な措置</li> </ul>
廃石綿等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 梱包する等、飛散防止のために必要な措置</li> </ul>
腐敗するおそれのある特別管理廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容器に入れ密封する等、廃棄物の腐食を防止するために必要な措置</li> </ul>
廃水銀等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容器に入れ密封する等、廃棄物の揮発防止のために必要な措置</li> <li>・ 廃棄物が高温にさらされないために必要な措置</li> <li>・ 腐食防止のために必要な措置</li> </ul>

- ・ 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合、適正な処分を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管を行わないこと。
- ・ 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合、以下の数量を越えないこと。

特別管理産業廃棄物の処分において

特別管理産業廃棄物の保管を行う場合	処理施設における 1 日当たりの処理能力の 1.4 倍の数量
-------------------	--------------------------------